

プレスリリース

平成 14 年 5 月 24 日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

1. 4月20日、島根県簸川郡大社町の日御崎から北西沖約65Kmの日韓暫定水域に近い我が国の排他的経済水域において、水産庁漁業取締船「かなえ」が、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見したため、同日、鳥取地方裁判所米子支部から搜索差押許可状の発付（本年4件目）を受け、漁業取締船「かなえ」及び「みうら」の2隻により、4月20日から5月2日の間、延べ13日間かけて漁具の押収を行った。

本件の漁具押収量 底刺網 45Km、同用ロープ 16Km

2. 更に5月11日から13日に、島根県隱岐島の白島崎から北西約60Kmの日韓暫定水域に近い我が国の排他的経済水域において、水産庁漁業取締船「みうら」が、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見したため、5月14日に搜索差押許可状の発付（本年5件目）を受けて、同日以降、漁業取締船「かなえ」「みうら」「海鳳丸」の3隻が漁具の押収を行っている。

現在も、韓国漁船の侵犯を警戒しつつ押収にあたっている。

本件に係る押収日数は、23日現在で延べ12日間となる。

本件、続行中の漁具押収量は、

（5／23現在）カニ籠 1,169個、同用ロープ 53Km

3. 押収漁具は、底刺網とカニ籠で、漁獲物の殆どがズワイガニで、カニ籠には、一籠に30匹程度の雌ズワイガニが入っている。

これらの漁獲物は、資源保護のため、直ちに海中へ戻している。

4. 本年の累計押収量は、5件目で5月23日現在、

底刺網	75Km	同用ロープ	28Km
カニ籠	1,244個	同用ロープ	61Km

昨年の押収量は、6件

底刺網	39Km	同用ロープ	14Km
カニ籠	335個	同用ロープ	15Km

となっており、既に昨年の年間押収量をはるかに超過している。

5. 韓国漁船の違反が増加している原因は、韓国漁船の乱獲によって暫定水域の資源が悪化したために、ズワイガニの資源管理が進んでいる我が国排他的経済水域での漁獲を狙っていること。

更に、漁業取締船が隠岐島沖で発生した貨物船「アイガー号」の流出油の対応にあたっていたことから、現場海域の取締りが手薄になっていたためと考えられる。

6. なお、本日24日午後1時から、境港（花町・お台場公園近くの岸壁）で漁業取締船「かなえ」が押収漁具の陸揚げを行う予定。

「かなえ」	陸揚量	底刺網	33 Km	同用ロープ	12 Km
		カニ籠	537 個	同用ロープ	25 Km

（違反法条）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律
第5条第1項違反（無許可操業） 「略称：漁業主権法」

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所
電話：0859-44-3681
担当者：小谷 上席漁業監督指導官
柳田 漁業取締係長

以下当所参考

(FAX先)

米子記者クラブ、朝日、毎日、読売、産経、日本海、山陰中央、

山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ、NHK

指・国・北・仙・新・瀬・九・海鳳丸・みうら・みはま・かなえ